

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月26日
【会社名】	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
【英訳名】	NORITAKE CO., LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 博
【本店の所在の場所】	名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
【電話番号】	052(561)7102
【事務連絡者氏名】	総務部長 片岡 弘 樹
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
【電話番号】	052(561)7102
【事務連絡者氏名】	総務部長 片岡 弘 樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第142回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を適正規模にするため、取締役の員数の上限を減員する。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、加藤 博、東山 明、岡部 信、夫馬裕子、友添雅直及び山本良一を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、中村吉雅、猿渡辰彦及び森崎 孝を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、北條政郎を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額400万円以内（うち社外取締役分は月額700万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、月額600万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び所定の要件を満たす執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度について、報酬枠を改めて設定し、本制度を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	116,724	2,837	0	(注)1	可決 96.52
第2号議案				(注)2	
加藤 博	94,495	25,061	0		可決 78.14
東山 明	116,276	3,285	0		可決 96.15
岡部 信	118,961	600	0		可決 98.37
夫馬 裕子	118,997	564	0		可決 98.40
友添 雅直	118,561	1,000	0		可決 98.04
山本 良一	118,364	1,197	0		可決 97.88
第3号議案				(注)2	
中村 吉雅	118,162	1,398	0		可決 97.71
猿渡 辰彦	104,755	14,803	0		可決 86.63
森崎 孝	104,912	14,646	0		可決 86.76
第4号議案	117,459	2,099	0	(注)2	可決 97.13
第5号議案	119,210	245	106	(注)3	可決 98.58
第6号議案	119,217	238	106	(注)3	可決 98.59
第7号議案	93,929	25,629	0	(注)3	可決 77.67

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上